

2022 年度インドネシア国別研修「地デジ化支援」に係る 参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構東京センター（以下、「JICA 東京」という。）は、以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、インドネシアにおける地上デジタル放送への完全移行にむけた技術、広報、及び 支援センター等に関する学びの場としての研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、日本電気株式会社（以下、「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、過去 80 年以上にわたり 世界 115 カ国の放送事業者や通信事業者に最先端、且つ 信頼性の高い機器/システムの提供を行い、豊富な技術やノウハウを有しています。海外向け地上デジタル放送用送信機においては、1998 年に世界初の地上デジタル放送商用サービスが開始された英国に機器を納入して以来、50 カ国以上に機器を納入しており、現在世界で累計約 5,000 台以上の出荷実績があります。また、放送用デジタル機器/システムをトータルで提供し得る唯一の日本企業であり、地上波デジタル放送を用いた防災 ICT などのソリューション事業も提供することで世界のデジタル放送基幹インフラ市場において優位性を有しています。加えて、特定者は過去に同研修を受注しており、過去の研修実績を踏まえた研修の実施が可能であり、人材育成の知見を蓄積していることから、効果的な研修実施体制を構築することが可能な機関、企業であると言えます。

このことから、特定者は、以下の「2 応募資格」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えています。特定者以外の者で応募資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1 業務内容

- (1) 業務名：2022-2023 年度インドネシア国別研修「地デジ化支援」に係る研修委託契約
- (2) 案件概要：別添 1 「研修委託業務概要」のとおり
- (3) 実施期間（2022 年度）：2023 年 2 月 13 日～2023 年 2 月 16 日（予定）
- (4) 契約履行期間（2022 年度）：2023 年 1 月 10 日～2023 年 3 月 31 日（予定）
 - ※ 2023 年度の実施時期未定。契約履行期間には、事前準備期間及び事後整理期間を含みます。
 - ※ 2022 年度の研修は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大等の影響により、オンライン研修を実施します。2023 年度は来日研修を想定します

が、状況によってはオンライン研修とする可能性があります。

2 応募資格

(1) 基本的要件：

- 1) 令和 04・05・06 年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。又は、当機構の審査により同等の資格を有すると認められた者。
- 2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
- 3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成 20 年 10 月 1 日規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。
 - ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
 - イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。
- 4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

- ア. 提出者の役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
- エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

- カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
 - キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
 - ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。
- 5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。
- （中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）
- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
 - イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
 - ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が 100 人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第 1 条第 1 項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

（2）その他の要件：

- 1) 案件受託上の条件として、2022年度案件を第1回目として受託し、2023年度まで計2回、本案件を受託可能であること。なお、2022年度案件を受託した者とは、業務実施状況に特段の問題がない限り、2023年度案件まで継続契約を行う予定です（ただし、研修対象国の状況等予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く）。また、契約は、年度毎に、業務量、価格等について見直しを行なったうえで締結します。
- 2) 業務を統括するための総括責任者を選任し、関係省庁及び関係機関等と密接な連絡を保ちつつ研修業務が円滑に進むような体制を構築できること。

3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思確認書の提出	提出期間	2022年11月22日(火)17:00まで
	提出場所	JICA 東京 経済基盤開発・環境課
	提出書類	・参加意思確認書(別添2)、同確認書で提出を求められている資料等 ・応募要件に該当する全省庁統一資格を有していない者は、参加意思確認書に記載の提出資料一式(写し可)
	提出方法	メール又は郵送 ※郵送(配達記録の残るものに限る)の場合は提出期限必着。 ※メールの場合は、下記欄外の「メール送信の際の留意点」を参照のうえ、同項に記載のメールアドレスへ提出期限までに必着で送信すること。
(2) 審査結果の通知	通知日	2022年11月29日(火)
	通知方法	メール又は郵送
(3) 審査結果についての理由請求	請求場所	JICA 東京 経済基盤開発・環境課
	請求方法	メール又は郵送 ※郵送(配達記録の残るものに限る)の場合は提出期限必着。 ※メールの場合は、下記欄外の「メール送信の際の留意点」を参照のうえ、同項に記載のメールアドレスへ提出期限までに必着で送信すること。
	請求締切日	2022年12月6日(火)
	回答予定日	2022年12月13日(火)

	回答方法	メール又は郵送
(3) 提出場所 メールアドレス	〒151-0066 東京都渋谷区西原 2-49-5 JICA 東京 経済基盤開発・環境課（担当：布谷） TEL：03-3485-7659 メール： ticttee@jica.go.jp	

【メール送信の際の留意点】

- ・送付メールの容量は 3MB 以下として下さい。
- ・データ容量が大きい場合は、上記参加意思確認書（別添 2）の PDF データを受領後 1 営業日以内に、提出された参加意思確認書に記載されているメールアドレスに大容量受け渡しサイト（GIGA POD）の URL とログインするための ID、パスワードを JICA 東京から連絡します。同サイトに提出すべき書類を格納した後は、必ず JICA 東京担当者にメールにて一報下さい。
- ・上記大容量受け渡しサイトが使用できない場合は、郵送又は持参下さい。
- ・JICA 東京では、受信内容を確認のうえ 24 時間以内に（土・日・祝日を挟む場合は翌営業日の 17 時まで）受信確認メールを送付しますが、万一連絡が無い場合は、JICA 東京担当者へ問い合わせ下さい。メール提出時刻から 24 時間以内の問い合わせは原則受付ませんので早期の提出を推奨します。

4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。（上記 3（3）を参照ください。）
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 共同企業体：共同企業体の結成を認めません。

以上

2022-2023 年度インドネシア国別研修「地デジ化支援」
研修委託契約 業務概要

以下の記載は、2022 年度に係るものである。2023 年度については、別紙1「業務仕様書」2. 応募要件（2）その他の要件1）を参照。

1. 研修コース概要

（1）研修コース名：インドネシア国別研修「地デジ化支援」

（2）技術研修期間（予定）

【遠隔研修】2023年2月13日～2023年2月16日（研修日計4日）

（3）研修員（予定）

1）定員：15名

2）研修対象国：インドネシア

3）研修対象組織・対象者：

上記国情報通信省管轄の放送局、ブロードバンド開発局、周波数割り当て局等の職員（技術職、実務担当者レベル）

（4）研修使用言語：英語（予定）

（5）研修の背景・目的：

上記国における地上デジタル放送への完全移行に向けた技術、広報、及び支援センター等に係る研修を行う。

（6）案件目標：

1. 地デジ化に関する基礎知識を取得し、メリットについて理解する。
2. アナログ放送から地デジ化放送に移行するための基礎知識を取得する。

（7）単元目標（アウトプット）：

1. 地上デジタル放送に関する、基礎理論（伝送・デジタル変調）・多重化・デジタル放送送出システム、データ放送、チャンネルプランニング、STBの概要等について理解する。
2. 地デジ化に向けた放送局の取り組みを理解し、インドネシア向けにカスタマイズして実施できる。
3. テレビ受信者支援センター、地デジコールセンター等を理解し、地デジ化に

に向けた取り組みを計画できる。

(8) 研修内容

1) 研修項目

【事前活動】Country Report の作成

【遠隔研修】

下記の講義と、それに基づく質疑応答、討議。

(MPEG 多重、地上デジタル放送送出システム、データ放送、基礎理論 (伝送・デジタル変調)、SFN の概要、地デジ化に向けた放送局の取り組み、チャンネルプランニング、送受信実習、STB の概要、テレビ受信者支援センター、地デジコールセンター、地デジ用コンテンツ振興 等)

2) 研修方法

ア. 講義

イ. 質疑応答、及び 討議

ウ. レポートの作成・発表

2. 委託業務の内容

(1) 契約履行期間 (予定)

2023 年 1 月 10 日～2023 年 3 月 31 日

(この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます)

(2) 業務詳細

- 1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- 2) 講師・見学先の選定
- 3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- 4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 5) 講師・見学先への連絡・確認
- 6) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- 7) 講義室・会場等の手配
- 8) 使用資機材の手配
- 9) テキストの選定と準備 (翻訳・印刷業務含む)
- 10) 講師への参考資料 (テキスト等) の送付
- 11) 講師からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告
- 12) 講師・見学先への手配結果の報告
- 13) 研修監理員との連絡調整
- 14) 事前及び当日の接続確認

- 15) プログラム・オリエンテーションの実施
- 16) 研修の運営、ファシリテーション
- 17) 講義の録画（必要な編集を含む）
- 18) 研修員の経験・知識・技術レベルの把握
- 19) 研修員作成の各種レポート等の評価
- 20) 研修員からの各種質問への回答
- 21) 評価会、討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席
- 22) 閉講式実施補佐
- 23) 研修監理員からの報告聴取
- 24) 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 25) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- 26) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

3. 留意事項

- (1) 当機構は、本研修コース実施にあたって英語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を1名配置予定です。研修監理員は、JICAが実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ（通訳）、研修員の研修理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICAは登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します（委任契約）。
- (2) 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性があります。
- (3) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照願います。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

以 上